



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和5年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

令和6年5月28日
公正取引委員会

令和5年度の特徴

- エネルギー分野等規制改革が進められてきた分野の
事案への対処

大口需要家向け都市ガス供給を巡る受注調整事案への厳正な対処、漁業協同組合が関係する水産物の取引への不公正な取引方法の初の法的措置の適用。

- デジタル分野や新たなビジネス分野への対応

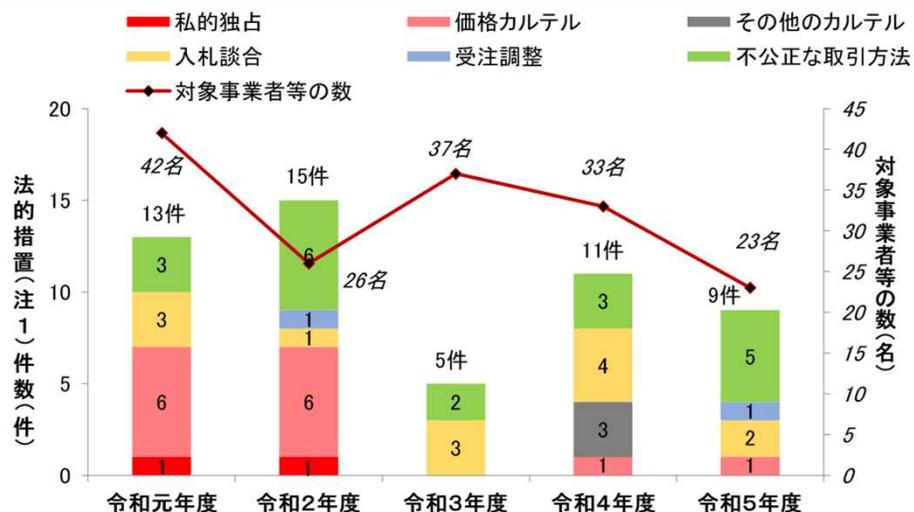
Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に対する審査開始、婚活ビジネス分野における取引慣行への法的措置の適用。

- 中小事業者等に不当な不利益を与える行為への対処

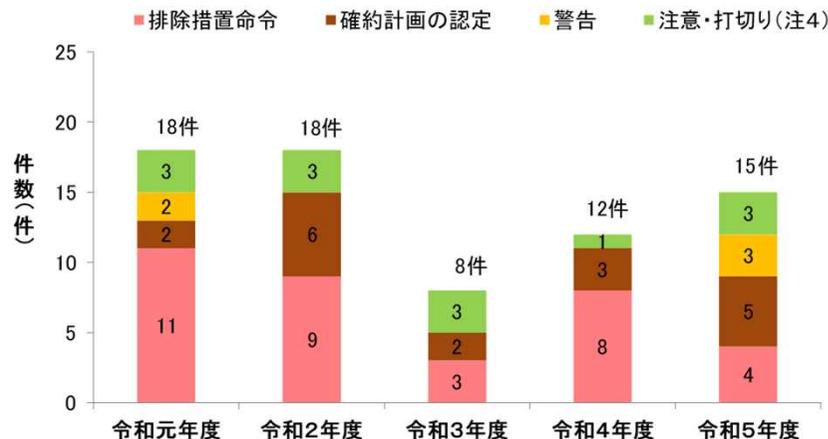
大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事案への積極的対応のほか、インボイス制度の実施や急激なコスト上昇に伴う価格転嫁に関連して発注サイドの事業者による中小事業者等に不当に不利益を与える行為に迅速に対処。

● 法的措置9件(排除措置命令4件、確約計画の認定5件)

【法的措置(注1)件数等の推移】



【排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移】



(注1) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。
 (注2) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。
 (注3) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(注4) 事案の概要を公表したものに限る。

● 課徴金額 約2.2億円

課徴金額等の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課徴金納付命令					
課徴金額(億円)	692.7	43.2	21.8	1019.8	2.2
対象事業者数(名)	37	4	31	21	16

(注5) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

● 事業者による自発的な措置1件

社会的ニーズに対応した多様な事件への対処

◆ 令和5年度に公正取引委員会が公表した事案において対象となった商品・役務等

IT・デジタル分野/ スタートアップ	公共調達・産業財		国民生活に密着した分野	
<p>グーグル スマホ検索アプリ ケーション</p> <p style="text-align: right; background-color: red; color: white; padding: 2px;">審査開始</p>	<p>大口都市ガス</p> <p style="text-align: center;">受注調整</p>	<p>地質調査業務</p> <p style="text-align: center;">入札談合</p>	<p>ドラッグストアと納入業者との医薬品等の取引 <u>不公正な取引方法（優越的地位の濫用）</u></p>	<p>漁業協同組合と生産者との乾海苔の取引 <u>不公正な取引方法（排他条件付取引又は拘束条件付取引）</u></p> <p style="text-align: right; background-color: red; color: white; padding: 2px;">法的措置初</p>
<p>結婚相談所事業 運営ビジネス</p> <p>結婚相談所連盟の運営事業者と結婚相談所の運営事業者との取引</p> <p><u>不公正な取引方法（拘束条件付取引）</u></p> <p style="text-align: right; background-color: red; color: white; padding: 2px;">法的措置初</p>	<p>木工用ドリル</p> <p style="text-align: center;">価格カルテル</p>	<p>官報の印刷に 使用される 再生巻取用紙</p> <p style="text-align: center;">入札談合</p>	<p>大型家具店と納入業者との家具の取引</p> <p><u>不公正な取引方法（優越的地位の濫用）</u></p>	<p>家庭用都市ガス・電気</p> <p style="text-align: center;">価格カルテル</p>
<p>新規株式公開の公開価格設定プロセスにおける証券会社と新規上場会社との取引 <u>不公正な取引方法（優越的地位の濫用）</u></p>			<p>興行会社と配給会社との映画作品の上映をめぐる取引</p> <p><u>不公正な取引方法（拘束条件付取引）</u></p> <p style="text-align: right; background-color: red; color: white; padding: 2px;">法的措置初</p>	<p>紫 排除措置命令及び課徴金納付命令 橙 確約計画の認定 緑 警告・注意 青 審査開始</p>

違反行為	件名	概要
入札談合	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件 (令和5年9月)	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：8626万円)
受注調整	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件 (令和6年3月)	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：2678万円)
入札談合	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件 (令和6年3月)	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：1640万円)
価格カルテル	木工用ドリルの製造販売業者に対する件 (令和6年3月)	木工用ドリルの製造販売業者が、共同して販売業者向けの販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (課徴金額：9396万円)

違反被疑行為	件名	概要
優越的地位の濫用	(株)ダイコクに対する件 (令和5年4月)	ダイコクは、納入業者に対して、返品及び従業員等の派遣の要請をしていた。 ⇒ ダイコクから、納入業者における金銭的価値を回復すること等を内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会が確約計画を認定。
排他条件付取引又は拘束条件付取引	福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件 (令和5年6月)	福岡有明漁連は、自らの会員である漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、 (1) 生産者に対し、漁協を通じて乾海苔の全量出荷を要請 (2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量出荷を要請等の行為を行っている。 ⇒ 福岡有明漁連から、違反被疑行為を取りやめること等を内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会が確約計画を認定。
拘束条件付取引	TOHOシネマズ(株)に対する件 (令和5年10月)	TOHOシネマズは、配給会社に対して、限定作品とする映画製品について自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、要請に従わない場合には映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、配給会社に対し、要請に従うようにさせている。 ⇒ TOHOシネマズから、違反被疑行為を取りやめること等を内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会が確約計画を認定。

違反被疑行為	件名	概要
拘束条件付取引	(株)IBJに対する件 (令和6年1月)	<p>結婚相談所連盟を運営するIBJは、他の事業者が運営する結婚相談所連盟にも加盟する加盟事業者に対し、他の事業者が運営する結婚相談所連盟を退会しないと、IBJメンバーズ、サンマリエ及びZWEIとのお見合いを組めないことを示唆して、他の事業者が運営する結婚相談所連盟から退会するようにさせている。</p> <p>⇒ IBJから、違反被疑行為を取りやめること等を内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会が確約計画を認定。</p>
優越的地位の濫用	(株)東京インテリア家具に対する件 (令和6年1月)	<p>東京インテリアは、納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し従業員等の派遣の要請、新規開店に際し協賛金の負担の要請等を行っていた。</p> <p>⇒ 東京インテリアから、納入業者における金銭的価値を回復すること等を内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会が確約計画を認定。</p>

みずほ証券株式会社に対する注意について(令和5年4月)

- みずほ証券は、新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセスにおいて、新規上場会社に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用））違反につながるおそれのある行為を行っていた。

新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態調査（令和4年1月報告書公表）

「優越的地位にある主幹事が、一方的に公開価格を設定するなどして主幹事業務の取引を実施し、新規上場会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えたと認められる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある」旨指摘。

Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始(令和5年10月)

- Google LLCらは、以下の行為により、競争関係にある事業者の事業活動を排除し、又は取引先事業者の事業活動を制限している疑い。
 - ✓ Android端末メーカーとの間で、端末メーカーが製造する端末への「Google Play」と称するアプリケーションストア等の搭載を許諾するに当たり、「Google Search」と称する検索アプリケーション、「Google Chrome」と称するブラウザアプリケーション等自己のアプリケーションを併せて搭載させ、搭載する際の当該アプリケーションのアイコン等の端末画面上の配置場所を指定する内容の許諾契約を締結すること
 - ✓ Android端末メーカーらとの間で、自己と競争関係にある事業者の検索アプリケーションを搭載しないこと等を条件に、自己が検索連動型広告サービスから得た収益を分配する内容の契約を締結すること

モバイルOS等に関する実態調査(令和5年2月報告書公表)

モバイルOS提供事業者によるアプリのプリインストール・デフォルト設定等について独占禁止法上の考え方を明示。

電力・都市ガス分野

- 東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等(令和6年3月公表)
 - 排除措置命令及び課徴金納付命令
 - ✓ 特定大口都市ガスの受注調整
 - ✓ 課徴金額:2678万円
 - 警告
 - ✓ 家庭用都市ガス・電気料金の情報交換
 - ✓ LNG供給に係る受注調整等

漁協・農協分野

- 福岡有明海漁業協同組合連合会から申請があった確約計画の認定について(令和5年6月公表)
 - 違反被疑行為
 - ✓ 生産者に対し、漁協を通じて乾海苔の全量出荷を要請
 - ✓ 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量出荷を要請等
- 農業協同組合による違反につながるおそれのある行為に対して注意
 - 農業協同組合以外に生乳を出荷する組合員から事務手数料を徴収
 - 出荷者(組合員)が直売所で販売する農作物等の最低販売価格を定めている

優越的地位の濫用行為への取組①

令和5年度においては、ダイコクに対する件及び東京インテリアに対する件への法的措置の適用のほか、優越タスクフォースにおいて、

- ① 大規模小売業者による納入業者に対する要請
- ② 荷主による運送事業者に対する要請
- ③ インボイス制度の実施に関連した事案
- ④ 昨今の労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の急激なコスト上昇を受けた価格転嫁に関連した事案

に対して、67件の注意を行った。

(単位:件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
注意件数	29	47	46	55	67

優越的地位の濫用行為への取組②

優越タスクフォースが注意した主な事例

大規模小売業者による納入業者に対する要請

大規模小売業者(スーパー)は、納入業者に対し、棚卸作業のために従業員等の派遣を要請していた(あらかじめ派遣条件について合意することなく、かつ、派遣に伴う通常必要となる費用を負担していなかった。)

荷主による運送事業者に対する要請

荷主(合板製造業)は、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない荷下ろし等を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

インボイス制度の実施に関連した取引先に対する要請

農産物加工品の製造販売業者は、経過措置により仕入税額控除が認められているにもかかわらず、農家に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告していた。

(注) 免税業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

急激なコスト上昇を受けた取引先の中小事業者からの価格転嫁要請への対応

織物卸売業者は、取引先の中小事業者からのコストの上昇による取引価格の引上げ要請に対して、一部の品目の引上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあった。

不当廉売への取組

- 酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告は、原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

(単位:件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
酒類	63	9	29	37	29
石油製品	162	115	206	151	233
家電製品	2	0	1	0	0
その他	8	12	8	4	55
合計	235	136	244	192	317

- 茨城県土浦市において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告(令和5年5月公表)
 - ✓ 三愛リテールサービス株式会社は、茨城県土浦市に所在する給油所において、令和5年1月31日から同年3月7日までの36日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。
- 繰り返し注意を受けた事業者に対する取組の強化(フォローアップ調査等)